

3. 農業・食品分野

農業・食品(1)	農業生産法人の構成員要件の特例の対象となる関連事業者の拡大【新規】
規制の現状	<p>2009年通常国会で審議が進められている改正農地法案では、農業生産法人の構成員要件について、農業生産法人と連携して事業を実施する一定の関連事業者が構成員である場合は、関連事業者の議決権の合計の上限を最大総議決権の2分の1未満まで認めるとしている。</p> <p>この特例の対象となる関連事業者について、法案では、「その法人(農業生産法人)と連携して事業を実施することによりその法人の農業経営の改善に特に寄与する者として政令で定める者」とのみ定められており、その具体的範囲は政令に委ねられている。</p>
根拠法令等	改正農地法第2条
要望内容	上記政令において、特例の対象となる関連事業者の範囲を幅広く定めるべきである。
要望理由	<p>農業生産法人と幅広い他の事業者との戦略的な連携や資本の充実を可能とし、一層の農業生産法人経営の高度化・多角化を促進し、その競争力強化を図るとともに、新たな参入・出資を促進し、より多くの多様な担い手を確保するため。</p> <p>また、農業生産法人は新規就農者の受け皿としても期待されている。</p>
制度の所管官庁及び担当課	農林水産省経営局構造改善課

農業・食品(2)	農地の貸借に係る規制の適正な運用 【新規】
規制の現状	<p>2009年通常国会で審議が進められている改正農地法案では、農地を適正に利用する者の確保・拡大のため、貸借に係る規制を見直し、農地を適正に利用していない場合に契約を解除する旨の条件を契約に付させることを前提に、農業生産法人でない法人でも区域の制限無く農業委員会又は都道府県知事の許可を受け農業に参入する道を拓いた。</p> <p>一方で、農地の集団化、農作業の効率化その他の周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれのある場合には、上記の許可を行わないとの要件が設けられている。</p>
根拠法令等	改正農地法第3条
要望内容	改正農地法第3条に基づく農業委員会等の許可に関する、同条第2項第七号の運用に関し、可能な限り具体的な審査基準を設定・公表することにより、手続の透明性・公正性を確保すべきである。
要望理由	<p>行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、農地の有効利用促進という農地法の目的に沿った形で制度の予見可能性を高め、農地を適正に利用する者の確保・拡大を図るため。</p> <p>行政手続法では、審査基準は、許認可等の性質に照らして、出来る限り具体的なものとしなければならないと規定している。</p>
制度の所管官庁及び担当課	農林水産省経営局構造改善課

農業・食品(3)	一定の要件の下での食品の機能性表示に関する規制の緩和 【新規】
規制の現状	<p>現在の薬事法の規制では、保健機能食品(特定保健用食品、栄養機能食品)を除く一般の健康食品には、ヒトの構造・機能への影響等の効能効果を謳うことは禁止されている。</p>
規制の根拠法令	薬事法、健康増進法(第26条、31条)
要望内容	<p>特定保健用食品の審査方法の見直しにより審査申請に伴う負担の軽減を図るとともに、機能性表示のあり方については、特にヒトによる治験を経て、健康増進に関するエビデンスが認められた素材(独立行政法人 国立健康・栄養研究所のウェブサイトで評価・有効性が認められた素材等)を含有する健康食品については、一定の要件の下で上記ウェブサイトの記述の引用や商品広告等へのアドレスの記載等により、一定の機能性表示を認めることなどを早急に検討すべきである。</p>
要望理由	<p>わが国農業と食品関連産業の競争力を強化するためには、消費者の健康志向などに対応した、付加価値の高い農産物・加工品を開発・提供していくことが極めて重要になっている。</p> <p>こうした中、地域活性化の一環として、地域の農産物等を利用した健康食品の開発・普及に取り組む例が見られるが、特定保健用食品の保健機能性成分に関する審査申請には、ヒト試験による保健機能性と摂取目安量・安全性等の検証と資料作成のコストを含め、億単位の費用が必要と言われており、地域の農業者や中小企業には利用しにくいものとなっている。また、保健機能食品に認められている機能性表示の範囲や内容も限定的なものとなっている。</p>
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省

農業・食品(4)	生産緑地制度の見直し【新規】
規制の現状	<p>市町村は、市街化区域内の農地で、500㎡以上の面積等の一定の要件を満たす区域について、都市計画に生産緑地地区を定めることができる。これらの農地は宅地並み課税が課される他の市街化区域内農地に比べ、固定資産税・都市計画税、相続税等で優遇を受けることができる。</p> <p>しかし、生産緑地にかかる権利移転をするためには、農業等の主たる従事者が死亡等の理由により従事することができなくなった場合か、または、生産緑地として告示された日から30年が経過した場合にのみ、市町村長に買取りを請求することしかできないことになっている。</p>
根拠法令等	生産緑地法
要望内容	<p>2009年度中を目途に政府が行っている都市計画法の見直しと併せて都市農業の意義を再定義し、生産緑地制度を、農業等の主たる従事者が死亡等の理由により従事することができなくなった場合と生産緑地として告示された日から30年が経過した場合に限らず、市町村長が、生産緑地について所有者、使用又は収益をする権利を有する者の申し出に基づき、①権利移転の対象者が当該生産緑地をその目的に従って有効利用することが可能な者と認められる場合、②土地利用計画上、当該生産緑地がその周辺地域と一体的に整備された方が良好な都市環境の形成に資すると認められる場合には優遇を受けた各種税額相当額を返還した上でその土地利用計画に従って土地の利用を希望する者に権利移転が円滑に行える等、生産緑地にかかる権利移転をより柔軟に行えるよう、制度の見直しを行うべきである。</p>
要望理由	<p>生産緑地法は、生産緑地地区に関する都市計画に関し必要な事項を定めることにより、農業等との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的としている。</p> <p>しかし、上記「規制の現状」の通り、生産緑地にかかる権利移転をするためには、農業等の主たる従事者が死亡等の理由により従事することができなくなった場合か、または、生産緑地として告示された日から30年が経過した場合にのみ、市町村長に買取りを請求することしかできない。</p> <p>このため、生産緑地制度は、とりわけ都市近郊農業地域において、例えば意欲ある農業経営者が経営規模の拡大のため、生産緑地に定められた農地を取得あるいは賃借することの障害となっている場合があるとともに、周辺環境の変化等に伴い、生産緑地とその他の土地を一体的に整備した方が良好な都市環境の形成に資する場合でも整備を行うことが出来ないといった弊害が出てきている。</p>
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課

<p>農業・食品(5)</p>	<p>「植物工場」に対する都市計画区域の用途地域ごとの建築制限の実態を踏まえた運用【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>都市計画法第8条に規定されている用途地域として定められた地域内においては、それぞれの用途地域の目的に従って、一定の建築物について建築が禁止されている。施設内で植物の生育環境を制御して野菜等の周年・計画生産を可能とする栽培施設、いわゆる「植物工場」については、当該施設が原動機を使用する工場に該当すると判断された場合、例えば作業場の床面積の合計が150㎡を超えるものは、原則として商業地域、近隣商業地域、準住居地域等には建設できない。</p>
<p>規制の根拠法令</p>	<p>建築基準法第48条</p>
<p>要望内容</p>	<p>都市計画区域の用途地域ごとの建築制限を適用するに当たって、いわゆる「植物工場」については一律に「工場」として規制を課すのではなく、その用途、面積、原動機の性能等の実態や周辺環境に与える影響等を踏まえ、必要な建築確認を行うべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>季節や天候に左右されずに農産物を計画的かつ安定的に生産・供給できる新たな食料生産システム、いわゆる「植物工場」については、近年、安全・安心な食料の安定的な供給といった観点から注目が集まっている。「植物工場」は確かに植物の生育環境を制御して農産物を工業的に生産するが、通常、一般の工場に比べて、騒音や車の出入り等が少なく、環境に与える影響が少ないことから、個別の建築物の状況に応じた規制の適用が必要である。</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>国土交通省</p>

農業・食品(6)	輸入麦の売渡制度の見直し
規制の現状	<p>わが国の小麦総需要量の約9割は外国産小麦が占めており、この輸入は政府が国家貿易により一元的に輸入し、需要者に売り渡している。政府売渡価格は、過去の一定期間における銘柄別の買入価格の平均値に年間固定のマークアップを加えた額により設定される。マークアップは、国内の麦作農家に対する直接支払い(経営所得安定対策)に充当するほか、保管料及び事務人件費等の政府管理経費に充てられる。</p>
規制の根拠法令	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条
要望内容	<p>政府の新たな食料・農業・農村基本計画の策定や2008年10月30日に決定された「生活対策」に基づいて検討が進められている輸入小麦の政府売渡価格の改定ルール等を見直し等に合わせ、国内麦の生産性の向上を強力に推進するとともに、業務の効率化の一層の推進や一般財源の確保等によって、マークアップの引下げを行うべきである。</p>
要望理由	<p>厳しい経済情勢の中で、食品関連業者の競争力を確保し、かつ、家計の負担を軽減するという観点から、輸入麦に課されるマークアップは引き下げられることが望ましい。</p> <p>なお、国内産麦等の生産を振興するために必要となる経費は、将来的には主に一般財源の確保によるべきである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	農林水産省総合食料局食糧部

農業・食品(7)	食品表示に関する一般法の制定における実態に即したルールの設定
規制の現状	食品の表示に関する法律は、危害防止、品質の適正表示、虚偽・誇大表示の禁止、内容量等の表示など、様々な観点から複数の法律および条例により規制されている。
根拠法令等	食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)、計量法、不当景品類及び不当表示防止法、健康増進法、東京都消費生活条例、等
要望内容	食品表示に関する一般法の制定に際しては、各地方自治体による条例も含め実態に即したルールとすべきである。
要望理由	<p>2008年6月27日に閣議決定された「消費者行政推進基本計画」において、食品表示の分野において横断的な体系化(一般法の立案等)に取り組むこととされており、今後、同計画に基づき必要な検討が進められるものと考えられる。</p> <p>一般法を制定する場合には、各自治体の食品表示に関する条例も含めて、無用な事業者の負担や消費者の混乱を生じさせないよう、長期保存が可能と判断されている食品に対する賞味期限の不必要な義務化や過度な原産地表示の要請を行わないよう配慮すべきである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省、農林水産省、公正取引委員会、東京都等

<p>農業・食品(8)</p>	<p>残留農薬基準の設定および改正の迅速化・透明化 【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>2003年の食品衛生法改正に基づき、食品中に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品(農薬等)について、わが国において残留基準が設定されていない農薬等が一定の量(0.01ppm)を超えて残留する食品については販売等を禁止するというポジティブリスト制度が導入されている。 農薬等の残留基準の設定及び改正については、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会の審議を経て、厚生労働省が決定している。</p>
<p>規制の根拠法令</p>	<p>食品衛生法第11条第1項、第3号</p>
<p>要望内容</p>	<p>国際的な動向等に合わせ、残留農薬基準の設定および改正の検討の迅速化・透明化を急ぐべきである。特にわが国が輸入することが多い食品の輸出国で使用されている農薬等については、重点的に基準の設定及び改正、検査方法の確立を進めるべきである。また、政府内部で基準の設定及び改正等を検討中の品目と検討の進捗状況については、可能な限りウェブサイト等で明らかにしてほしい。</p>
<p>要望理由</p>	<p>厚生労働省では、国民の健康保護の観点から、科学的な評価により設定される国際基準等を参考に、国際的に広く使用されている農薬等について残留基準の設定及び改正を行っている。 しかし、技術の発展に伴い、世界各地で次々と新しい農薬等が上市されている中、残留基準の設定及び改正を急がなければ、輸入しようとする食品に新しい農薬等が一律基準を超えて残留する場合には一切その食品を輸入することができない。 国民の健康保護を確保しながら、国民が必要とする食料の安定確保を行うためには、特にわが国が輸入することが多い食品の輸出国で使用されている農薬等については、重点的に残留基準の設定及び改正等を行うべきである。 また、残留基準の設定及び改正等の検討の進捗状況についての情報が公開されれば、輸入業者にとっては食品の輸入の可否や輸入開始時期についての予見可能性が高まるとともに、国の食の安全・安心に対する取り組みについて国民の信頼感も高まると思われる。</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>厚生労働省医薬食品安全部食品安全部基準審査課</p>

<p>農業・食品(9)</p>	<p>輸入食品の食品衛生法に基づく輸入手続の迅速化と進捗状況に関する情報の提供【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>輸入食品については、その安全性確保の観点から、食品衛生法第27条に基づき、輸入者に対して輸入届出の義務が科せられている。届出を受け付けた厚生労働省検疫所では、食品衛生法に基づき適法な食品等であるか食品衛生監視員が審査や検査を行う。</p>
<p>規制の根拠法令</p>	<p>食品衛生法第27条</p>
<p>要望内容</p>	<p>分析機関の増強や技術向上等により、通関時の分析検査に係わる日数を短縮するとともに、当該申請に係る審査や検査の進行状況や食品等輸入届出済証の発行の時期の見通しを示していただきたい。特に輸入食品監視支援システム(FAINS)を利用して食品等の輸入届出を行った場合には、電子メール等での照会を受け付け、情報提供を行っていただきたい。</p>
<p>要望理由</p>	<p>輸入食品は、発注から納品までのリードタイムが長い為、調達リスクが大きい。こうした中で、通関時検査については、食品衛生監視員による試験検体の採取も含め、7～10日間を要する場合もあり、製品の生産・販売に迅速に対応した資材調達を図るうえで、通関時検査に要する日数が障害となっている。</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>厚生労働省医薬食品局食品安全部</p>

<p>農業・食品(10)</p>	<p>調整食用脂の関税割当制度における国別割当枠の見直し【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>調整食用脂は、食用加工油脂の主要原料の一つだが、我が国への輸入制度が1995年に「事前確認制」から「関税割当制」に移行した際に、年間割当量とともに、「ニュージーランド」と「その他の国」という国別割当枠が設定されることになっている。</p>
<p>規制の根拠法令</p>	<p>とうもろこし等の関税割当制度に関する省令</p>
<p>要望内容</p>	<p>調製食用脂の国別割当枠を廃止すべきである。国別割当枠を残すのであれば、少なくとも、調整油脂の輸入先国については、過去の国別の輸入実績や使用実績のみならず、実需者のニーズを勘案し、弾力的に見直しを行うべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>1995年の調整食用脂の関税割当制度の創設以来、国別割当枠についてはニュージーランド産の国別割当枠が60%と固定的であるが、我が国の食の多様化に伴い、ニュージーランド以外の国々(特にヨーロッパ産)の調整食用脂のニーズが高まっている。</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>農林水産省大臣官房国際部</p>

農業・食品(11)	食品添加物用炭酸ガスの小分け充填に係る資格の創設【新規】
規制の現状	<p>食品添加用の二酸化炭素の製造又は加工を行う営業者は、その施設ごとに、専任の食品衛生管理者を置かなければならない。</p> <p>食品衛生管理者になるためには、食品衛生法第48条第6項に定められた要件を満たす必要があり、医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師等であるか、または、一定の学力及び業務経験を有し、かつ、厚生大臣の指定した講習会の課程を修了した者等である必要がある。</p>
規制の根拠法令	食品衛生法第10条、第48条、第48条第6項 食品衛生法施行規則第12条、第56条
要望内容	食品衛生管理者の中でも、食品添加物用炭酸ガスの小分け充填のみを行うことが出来る資格を創設し、その資格取得のための資格要件(講習内容や講習期間等)については、一般的な食品衛生管理者資格より緩和すべきである。
要望理由	<p>1999年に行政改革推進本部規制改革委員会が「規制改革に就いての第2次見解」(1999年12月14日 行政改革推進本部規制改革委員会)で食品添加物用炭酸ガスの小分け充填に係る資格要件の緩和を求めたのに対し、厚生労働省は「厚生省所管行政に係る規制緩和と要望及びその検討状況」(2000年1月18日)において「食品添加物の取扱いは、場合によっては人体に多大の影響を及ぼすため、資格要件を無条件で緩和することは安全性の著しい低下につながる。」との考え方を示している。</p> <p>しかし、食品添加用炭酸ガスの製造方法は、製造管理者の資格要件が安全衛生管理者より緩和されている医療用炭酸ガスと同じ方法であり、その製造・加工に当たっての管理上の危険度も低い。食品添加物用炭酸ガスの小分け充填のみを行うことが出来る資格を新たに創設することにすれば、その資格要件については、一般的な安全衛生管理者よりも緩和することが可能と考えられる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省